

ご存知でしょうか？

(年金編)

□の中に、○か×でお答えください。

[1問10点]

| | | | |
|----|---|---|--------------------------|
| 1 | 今年度の国民年金の満額は、年額777,800円である。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 老齢年金は、原則25年間保険料を納めないともらえない。 (24年間保険料を納めた人でも、1円ももらえないという意味です) | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 今年度の国民年金保険料は、月15,000円である。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 国民年金は原則20歳から70歳までの50年間保険料を納める必要がある。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 国民年金は、65歳からもらえる年金だ。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 学生(20歳以上)は、国民年金保険料の納付を先送りすることができる。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 国民年金保険料はクレジットカードにより前納することができる | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 65歳未満でもらう厚生年金は、失業手当をもらうと、その間もらえなくなる。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 在職中の人でもらう厚生年金は、減額や支給停止になることがある。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 障害年金は、保険料を滞納した場合でも必ず支給される。 | ⇒ | <input type="checkbox"/> |

合計 _____ **点/100点**

※各制度の原則的なことをクイズにしました。

例外や特例がある場合がございますので、詳しくは社会保険労務士にお問い合わせください。

あなたの職場のトラブル、あっせん申し立てをしてみませんか？

社労士会労働紛争解決センター山梨

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

お問い合わせはこちら

山梨県社会保険労務士会

TEL055-244-6064 FAX055-244-6065 ysr@dream.ocn.ne.jp

山梨県社会保険労務士会 県民の日無料相談会

令和5年11月19日(日)

回 答

| | |
|----|---|
| 1 | ○ 満額とは、国民年金保険料を40年間納付した場合の金額です。 |
| 2 | × 平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取ることができるようになりました。 |
| 3 | × 月16,590円です。 |
| 4 | × 原則20歳から60歳までの40年間です。 |
| 5 | ○ 繰上げ請求をすれば、早めに支給を受けることができます。 ただし、年金額は減額されます。 |
| 6 | ○ 所得制限があり、所得が少ない学生等が申請すれば、保険料の納付を先送りすることができます。：学生等の保険料納付特例 |
| 7 | ○ 平成29年4月から、口座振替に加え新たに現金・クレジットカードによる前納制度が始まりました。 |
| 8 | ○ 失業手当か、厚生年金かを選択することもできません。 |
| 9 | ○ 在職老齢年金といいます。 |
| 10 | × 原則、初診日の属する月の前々月までの1年間のうち保険料滞納期間がないときは、保険料納付要件を満たします。 |

山梨県社会保険労務士会では定例の無料相談会を実施しています

☆【予約不要】 支部の相談会 時間：午前10時～12時、午後1時～4時（日時場所は、変更される場合があります。）

| 開催日 | 場 所 | 共 催 | 担当支部 |
|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------|
| 毎月第2・第4日曜日 | 甲府市役所 4階相談室 a 甲府市丸の内1-18-1 | 甲府市産業部雇用創生課 055-237-5736 | 甲府支部 |
| 偶数月 第1金曜日 | 南アルプス市役所本庁舎 南アルプス市小笠原376 | 市民活動支援課 055-282-6493 | 巨摩支部 |
| 令和6年1月18日 令 和6年3月21日 | 富士川町役場本庁舎 富士川町天神中条1134 | 富士川町町民生活課 0556-22-1111 | 巨摩支部 |
| 令和6年2月2日 | 甲斐市竜王北部公民館第2研修室 甲斐市篠原2610 | 市民活動支援課 055-278-1704 | 巨摩支部 |

☆【予約制】 総合労働相談所

| 日 時 | 場 所 | お申し込み方法 |
|----------------------------|--|---|
| 日：ご相談のうえ 時間：10:30～16:00 | 山梨県社会保険労務士会内 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F TEL：055-244-6064 | お電話でお申し込みください。 受付時間：平日午前9時から 午後5時まで |

社会保険労務士は、法律で守秘義務が課されており、相談の秘密は守られます。